

介護付きホーム(特定施設)における 消費税負担に関して ～物件費/人件費の割合～

2016年4月15日



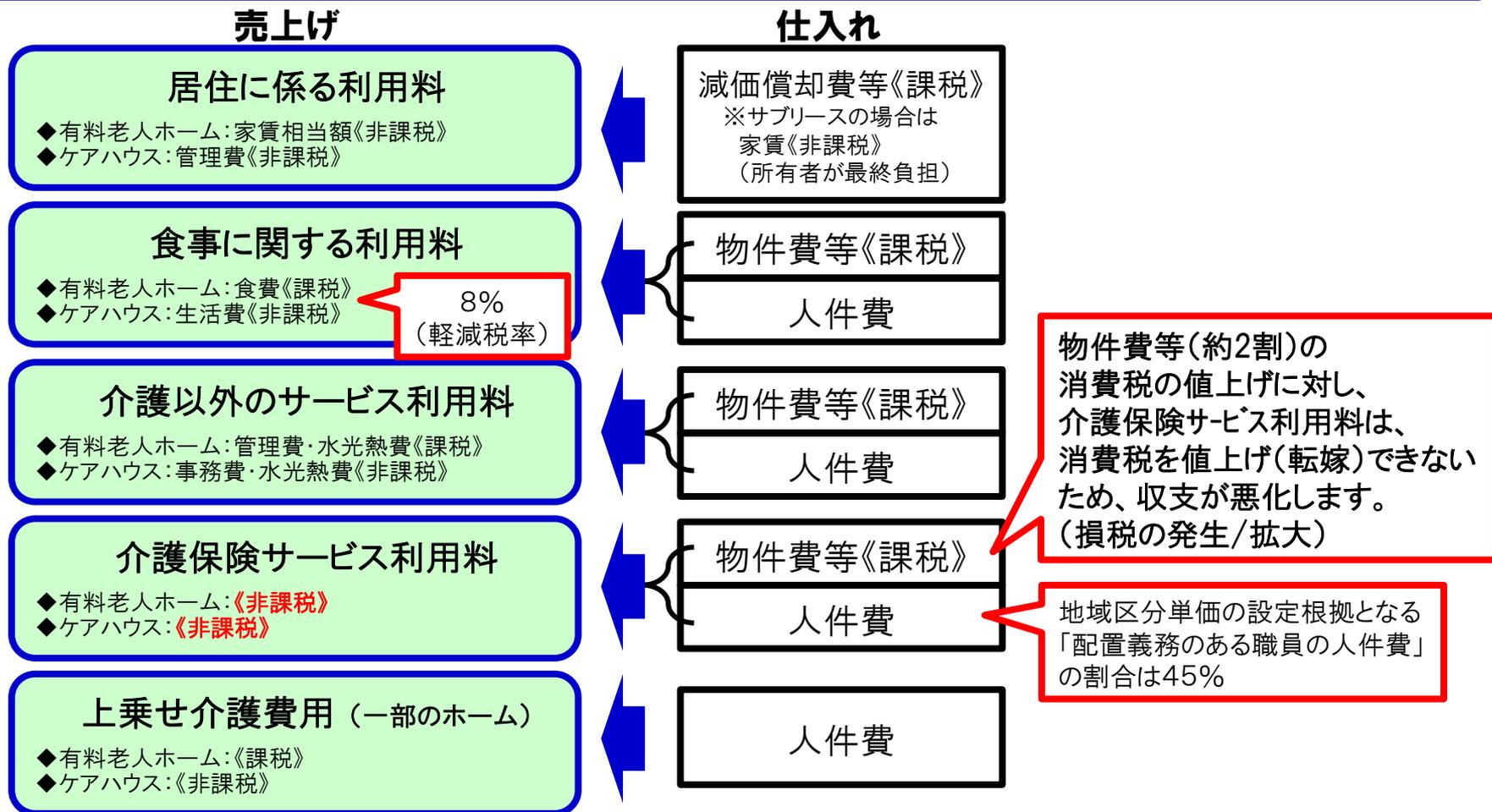
一般社団法人

全国特定施設事業者協議会

常任理事 北村 俊幸

介護付きホーム(特定施設)事業者における消費税の取扱い

介護保険サービス利用料の仕入れ(費用)は、人件費だけでなく、物件費等の消費税課税科目も含まれることから、損税(事業者が最終負担)が発生します。



消費税増税時の介護報酬改定における物件費の取扱い

消費税8%への増税時（平成26（2014）年度介護報酬改定）と同様に、介護報酬に占める仕入れ物件費分の介護報酬の引き上げをお願いいたします。

なお、現時点では、介護保険サービスに関して、物品の購入などは大きくありません。

今後、介護職員の負担を軽減する介護機器（リフト等）、介護ロボット、事務負担軽減のためのICT活用が進展すると、消費税課税の仕入れが増えてきます。

将来的には、介護保険サービスについても消費税課税とし、ゼロ税率を導入することもご検討いただきたいと考えます。

地域密着型サービス等の介護報酬額の設定

介護報酬の引上げを「課税割合に税率引上げ分を乗じて算出」する際、通常の特設施設と地域密着型の特設施設、特設施設の短期利用は、制度の簡素化の観点から一体的に扱い、同一単価とすることを希望します。

第98回介護給付費分科会（平成26年1月15日）

資料1-1

「平成26年度介護報酬改定の概要

（介護保険サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応）」

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

	①給与等 非課税費用 (収支差額 を含む)	②委託費等 課税費用	③減価 償却費	②、③の 合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5

(中略)

17 特設施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特設施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全体	77.9	18.0	4.1	22.1

（注1）平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値を用いて推計。

（注2）表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

（注3）※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付備設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

平成26年度改定時の介護報酬引き上げ

(1) 通常の特設施設（介護付きホーム）

①給与等 非課税費用 (収支差額を 含む)	②委託費等 課税費用	③減価 償却費
77.4%	21.3%	1.3%
消費税+3% =介護報酬0.68%		

【消費税5%⇒8%】

$$+3\% \times (21.3\% + 1.3\%) = +0.68\%$$

要介護5
838単位

↓
844単位

(2) 地域密着型特設施設（介護付きホーム）

①給与等 非課税費用 (収支差額を 含む)	②委託費等 課税費用	③減価 償却費
84.6%	13.9%	1.5%
消費税+3% =介護報酬0.46%		

【消費税5%⇒8%】

$$+3\% \times (13.9\% + 1.5\%) = +0.46\%$$

要介護5
838単位

↓
842単位

地域区分単価の人件費割合の見直しの必要性

給与費等非課税費用と収支差額が約 8 割、消費税課税割合が約 2 割とすれば、**地域区分単価の人件費割合（現行45%）も、保険給付対象外の費用を除いて算出し、実態に即した割合（約 7 割）**にしていきたいと考えます。

第98回介護給付費分科会（平成26年1月15日）

資料1-1

「平成26年度介護報酬改定の概要

（介護保険サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応）」

介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

	①給与費等非課税費用 (収支差額を含む)	②委託費等課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	80.3	12.9	6.8	19.7
2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	83.7	12.8	3.5	16.3
3 介護老人保健施設※	74.8	19.9	5.2	25.2
4 介護療養型医療施設※	71.5	25.0	3.5	28.5
5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.5	12.6	0.9	13.5
6 訪問介護（介護予防を含む）	82.5	16.4	1.1	17.5

(中略)

17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	77.4	21.3	1.3	22.6
18 地域密着型特定施設入居者生活介護※	84.6	13.9	1.5	15.4
全体	77.9	18.0	4.1	22.1

（注1）平成25年度介護事業経営状況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

（注2）表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないことから類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

（注3）※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

現在の地域区分単価の設定方法(特別区)

通所介護・特定施設(介護付きホーム)・特養・老健等

該当職員の人件費	その他費用 (収支差を含む)
45%	55%
特別区+20% =介護報酬 9%	【特別区人件費+20%】 $+20\% \times 45\% = +9\%$ $10\text{円/点} \times (100\% + 9\%) = 10.9\text{円}$

本来、
人件費割合の
実態は約 7 割
ではないか？

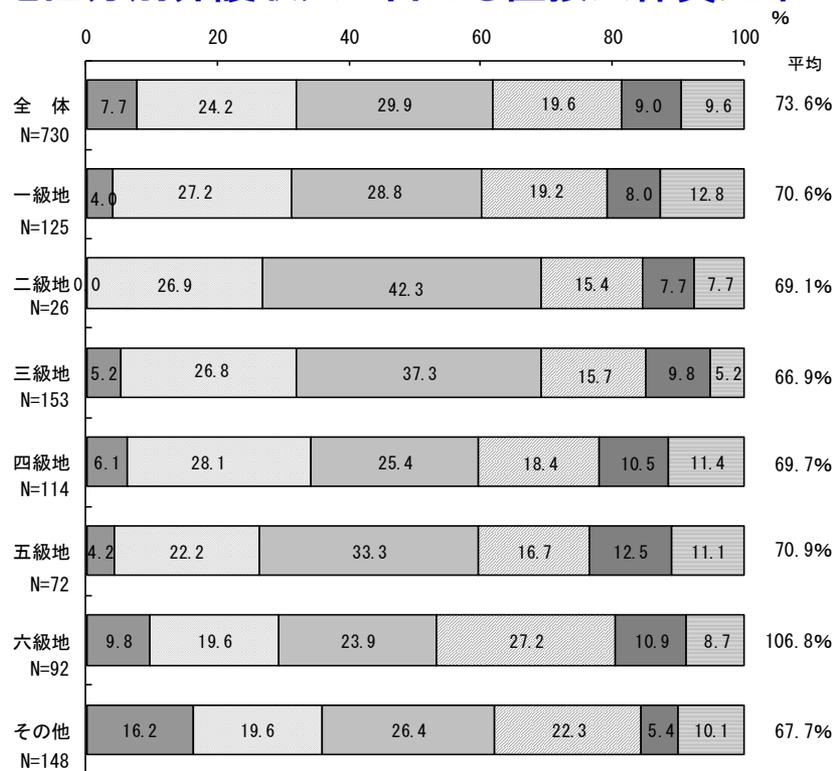
人件費割合	サービス類型
70%	訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／居宅介護支援
55%	訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／短期入所生活介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護
45%	通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設

介護付きホーム(特定施設)の人員費割合

特定協の調査では、介護収入に占める直接処遇職員等の人員費割合は、70%以上

平成25年度特定施設経営概況等調査報告書(2013年11月・全国特定協)

級地区別介護収入に占める直接人員費比率



■50%未満 □50~60%未満 □60~70%未満 □70~80%未満 ■80~90%未満 □90%以上

※「介護収入に占める直接人員費比率」
= 直接人員費 ÷ 介護収入 × 100より算出。

※「直接人員費」は、看護師、准看護師、計画作成担当者、介護福祉士の資格を有する介護職員、介護福祉士以外の介護職員、機能訓練指導員、生活相談員の各職種における給料・賞与等の金額の合計額より算出。

※「介護収入」
以下の収入の合計額より算出。

- ① 介護一時金による収入
(初期償却+月次償却)
- ② 介護保険給付による収入
- ③ 介護職員処遇改善交付金
- ④ 介護保険以外の介護費用収入(上乘せ分)